

○経済産業省告示第三百六十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百三十号（輸出貿易管理令別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十七日

経済産業大臣 甘利 明

第一号中「第〇三〇四・二〇号」を「第〇三〇四・二九号」に改める。

第二号中「第八五二八・一二号の品名欄に掲げる品名のうち~~カラーのもの~~に該当するもの」を「第八五二八・七一号の品名欄に掲げる品名のうち~~カラーのもの~~に該当するもの及び~~カラーのもの~~に該当するもの、かつ、放送用のものに該当するもの及び同表第八五二八・七二号の品名欄に掲げる品名のうち~~カラーのもの~~に該当するもの（カラーのものに限る。）に該当するテレビジョン受像機器であつて、放送用のものに該当するもの」に改める。